

平成29年8月10日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察監 中野(内2133) 監察査察課 大平(内2136) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 木地尾(内3746、直通Tel073-441-3640)、スポーツ課 川口(内線3698)

不正行為等通報の受理・処理状況について

平成29年7月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	1
匿名	7
職員等	
計	8

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	1
郵便・FAX	7
面談	
電話	
計	8

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① 近所に住むある機関の職員は、昼前に出勤して、午後6時過ぎに帰ってくる。	所管外であるため、不受理とした。
② ある地方機関の職員は、喫煙所に長時間集まっている。また歩きたばこを行う迷惑な人がいて困っている。	所属長に対し、通報内容を伝え、喫煙する職員に対し、喫煙マナーの改善を徹底するよう指示した。
③ あるスポーツ競技団体の役員をしている職員が、団体の事務で不適正な処理をしている。	教育委員会の所管となるため、教育委員会に回付した。
④ 県営住宅の修繕工事が、仕様書どおり行われていない。	所管課においても、通報の事実を確認し、対応を協議していたので、対応結果を通報者に対して説明するよう依頼した。
⑤ ある所属長は、部下に対して、退庁時に席を立て挨拶を強要する等のパワハラを行っている。	調査の結果、所属長が職員に対し、お互いにあいさつをしようと呼びかけたものであり、パワハラとは認められなかった。
⑥ ある管理職員は、部下に対してパワハラを繰り返しているのに昇格していることが許せない。厳しい指導をお願いする。 なお、個人への誹謗中傷や事実は確認できなかった等の回答が発表された場合は、監察査察課担当職員を地方公務員法第35条に基づき裁判を起こす。	パワハラに関する具体的な情報がなく、匿名の通報のため、通報内容の確認ができないので不受理とした。 なお、監察査察課では、不正行為等通報に対する処理は、適正に行っている。

⑦	ある職員は、過去に在職していた職場において、無断で知事印を押印し、書類を作成していた。	以前にも同様の通報があったので、調査を行っており、事務処理は適正に行われていることを確認している。
⑧	ある公益等法人の担当職員は、相談者に対し、高圧的な態度をとり、必要のない電話をかけてくる等、迷惑甚だしい。	所管外であるため、不受理とし、関係課に回付した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	4	②⑤⑥⑦
(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの	4	①③④⑧

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	3	
（うち通報内容が事実とは認められないもの）	2	⑤⑦
（うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの）		
（うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの）		
（うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの）	1	④
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1	②
(3) 調査を継続中としたもの		
(4) 不受理としたもの	4	①③⑥⑧

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(6月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1) 通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	1
職員等	
計	1

(2) 通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	
郵便・FAX	1
面談	
電話	
計	1

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① あるスポーツ競技団体の役員をしている職員が、団体の事務で不適正な処理をしている。	調査中

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

1 ①

(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

(3) 調査を継続中としたもの

1 ①

(4) 不受理としたもの

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(6月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。